

東京都地方独立行政法人における中期目標期間終了後の評価等の取組について

1 地方独立行政法人法の規定について

地方独立行政法人法の規定により、中期目標期間終了時に以下の実施が義務付けられている。

- ①中期目標期間評価の実施(法第30条)
②業務継続の必要性、組織及び業務全般の検討と、それに基づく知事の所要の措置(法第31条)

平成22年度末に第一期中期目標期間が終了する「首都大学」及び「産技研」について、平成23年度に上記の法定手続きを実施する。なお、本件手続きについては、評価委員会幹事会で事前に意見の照会を行う。

2 手続きの概要について(中期目標期間終了後)

平成23年度は、法に基づく以下の手続きを、昨年度までの中期目標策定段階の検討作業の内容を踏まえて実施する。

①中期目標期間評価(法第30条)

- 中期目標期間における業務の実績について地方独立行政法人評価委員会の評価を受ける。
○評価結果は知事に報告し、知事はその旨を議会に報告する。



②組織・業務全般の検討とその結果に基づく知事の所要の措置(法第31条)

ア 検討手続き

- 法人所管局は、中期目標期間の法人の「組織・業務全般」について、報告書
(「●●法人の第一期中期目標期間終了時における組織・業務全般の検討について」)
を取りまとめる。
(報告書作成に当たり、法第31条に定める「所要の措置の必要性」を検討し、併せて記載する。)
○上記報告書は分科会の調整後、行政改革推進委員会で了承を得て、評価委員会で意見を聴取する。
○議会への報告は行わない(法令義務なし)。

イ 要措置とされた場合

- 知事に報告の上、必要な措置の検討を開始する。



※実施に当たっては、『実施方法について』を作成し、行政改革推進部から各法人所管局に対し通知する。

3 (参考)平成22年度までの取組(中期目標期間終了前)

首都大学及び産技研は、次期中期目標策定の過程で、既に以下の検討作業を実施している。

